

公開草案に対するコメント

いつもお世話になります、新光証券資本市場部の鈴木と申します。

会計基準に関する草案を拝見させていただきました。内容についてはよくまとめられており特に意見するところはありませんでした。

ただ一つだけ解りづらいのが適用時期の「平成14年4月1日以後適用する」というところです。

これは3月決算の平成14年3月末（平成13年度）の貸借対照表は適用されないということでしょうか？

言うまでもなく、昨年10月1日より既に改正商法は施行となっていると同時に計算書類規則、財務諸表等規則も改正になっております。

3月決算の会社で考えると、処分に関しては3月31日まではいずれにしろ不可能です。ですので問題はありますが、自己株の取得・保有にかかる部分は適用できるはずで

す。また、法定準備金の取り崩しに関する部分については、普通の会社であれば通常6月の株主総会で行なうと思われませんが、新聞報道されたように株式会社キッツが2月の

臨時株主総会で法定準備金の減少の決議を行なうと、債権者保護手続きを経ても3月末にはその他資本剰余金に振り変わります。

そのあたりを解り易くさせていただけたらと思います。

今後とも宜しくお願い致します。

新光証券 株式会社
資本市場部 引受業務課
鈴木 康由